

制限付一般競争入札の事後審査書類に係る押印の取扱いについて

令和 6 年 9 月

令和 6 年 10 月から、制限付一般競争入札（事後審査型）において、落札候補者となった場合に提出する書類の押印について、下記のとおり取り扱うこととします。

記

【対象となる書類】

- ① 一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書兼誓約書
- ② ①に係る添付書類（実務経験証明書（必要な場合のみ））

【押印の取扱い】

1. 本書への押印を不要とします。
2. 電子メールにより提出する場合は、改ざん防止のため、本書の Excel ファイルを PDF に変換してから送付してください。
なお、電子メールでの提出後、原本（紙媒体）の提出は不要です。
3. 電子メールでの提出により難しい場合は、これまで通り紙媒体での提出も可能です。
4. 制限付一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（総合評価方式用）についても、同様の取扱いとします。

館山市総務部管財契約課

Tel 0470 (22) 3296

e-mail kankei@city.tateyama.chiba.jp